

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日)

## 目 次

- ◇ 示 土地改良法による換地計画の決定(四件)(農村整備課)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(六件)(〃)  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)  
都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- ◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告(二件)
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年二月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
八東町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第七工区の換地計画を定

めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることを。

鳥取県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることを。

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山田谷地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二号

江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三号

江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業大河原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第四百号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（向山農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（沢農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

岩美町が行う土地改良事業に係る浦富南地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

溝口町が行う土地改良事業に係る旭（三部）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第一百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月二十七日 鳥取県指令受都計第二百六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字荒神川西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原七九四一

松山扶美子

鳥取県告示第一百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十九年八月三十一日 鳥取県指令受都計第百三十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
八頭郡船岡町大字郡家字小谷口
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県加東郡社町家原五七五  
株式会社大西コルク工業所  
代表取締役 大西五一

**鳥取県告示第百十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

青谷町

二 都市計画事業の種類及び名称

青谷都市計画下水道事業 青谷一号都市下水路

三 事業施行期間

昭和四十一年四月二十一日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第八号**

福部村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

施設の名称	久志羅集会所	所在地	岩美郡福部村大字久志羅二三九
左近集会所			大字左近三六〇
上野集会所			大字左近一四九三
浜湯山多目的研修集会施設			大字湯山六一一
栗谷研修センター			大字栗谷二三六
箭溪総合研修センター			大字箭溪四一七

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

河原町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面谷規夫

施設の名称	八上地区多目的集会所	所在地	八頭郡河原町大字曳田一八六一三
-------	------------	-----	-----------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年二月十九日（木）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 昭和六十二年度教育行政施策について
  - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。



昭和六十二年二月十七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年三月四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡北条町大字国坂一六三九―一三

山本英義